

案内

「^{まな}学びの^{へんかくかんきょうじゅうじつしょうがくきん}変革環境充実奨学金^{せいど}」制度を

かつよう 活用しませんか

ポイント① ^{ほごしゃ}保護者が^{ふたん}負担する^{せいとよう}生徒用^{ひよう}コンピュータ等の^{しえん}費用を^{せいど}支援する制度です。

ポイント② ^{かえ}返す^{ひつよう}必要のない^{きゅうふきん}給付金です。

ポイント③ ^{せいかつほご}生活保護^{じゆきゆう}受給^{せたい}世帯、^{じゅうみんぜい}住民税^ひ非課税^{せたい}世帯等が^{たいしやう}対象です。

※ 詳細は「2 給付対象者」を参照してください。



1 申請方法

お手持ちのパソコンやスマートフォンから、**広島県電子申請システム**で申請

※ 紙での申請を希望する場合は、お問合せ先に御連絡ください。

電子申請

① ホームページにアクセス

広島県教育委員会 学び奨学金

検索

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/manabinohenkakusyougakukin.html>

QRコードからも
アクセスできます。



② システムに申請情報を入力し、レシート等^{*}を添付して、申請

広島県電子申請システム



※ 購入代金を学校に支払っている場合はレシート等が不要



申請期限：令和5年7月31日(月)

※ 申請期限を過ぎた場合、奨学金を受給することができない場合があります。

2 給付対象者 (次の①又は②に該当する方)

① 次の要件を全て満たす方

- ア 保護者等全員の住民税所得割が非課税相当の世帯又は生活保護（生業扶助）受給世帯
- イ 生徒が広島県内の国公立私立高校等に在学している
- ウ 授業等で使用する生徒用コンピュータなどを保護者負担により購入等している

② 家計が急変した方

向こう1年間の収入見込みが非課税世帯に相当し、上記のイ・ウの要件を満たす場合

※ こちらの区分での申請を希望する場合は、お問合せ先まで御相談ください。

3 給付額

生徒用コンピュータ購入代金等の対象経費を修業年限で分割した額を各年度1回給付します。

各年度の上限額 (各年度で申請が必要)	修業年限が3年（全日制等）の場合	35,000円
	修業年限が4年（定時制等）の場合	29,500円

— お問合せ先 —



ひろしまけん きやういくいんかい じむきよく まな へんかく すいしんぶ きやういく しえん すいしんか きかくちやうせいかり
広島県教育委員会事務局 学びの変革推進部 教育支援推進課 企画調整係

電話：082-513-4996 受付時間：午前9時から午後5時（土日・祝日を除く）

メールアドレス：kyosuishin@pref.hiroshima.lg.jp